

木造住宅耐震診断、耐震改修助成事業について

1. 補助内容

・木造住宅の耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の一部が補助金が交付されます。

2. 補助要件

	補助要件	補助内容
木造住宅耐震診断士派遣事業	<ul style="list-style-type: none">・昭和56年5月31日以前に着工したもの・木造住宅で、延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの・自己診断の結果、倒壊等の危険性が高いもの	交通費相当分（3千円）を除く全額
木造住宅耐震改修事業費補助について	<ul style="list-style-type: none">・昭和56年5月31日以前に着工したもの・延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの・耐震診断結果が1.0未満のものを改修後1.0以上に向上させるもの	耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の3/4（最高90万円）を補助します。
木造住宅簡易耐震改修事業費補助について	<ul style="list-style-type: none">・昭和56年5月31日以前に着工したもの・延べ床面積の2分の1以上を住宅として使用しているもの・屋根を軽量化すること等を京都府知事が別に定める簡易な改修の方法により耐震性を向上させるものをいう。	簡易耐震改修設計及び耐震改修工事に要する費用の3/4（最高30万円）を補助します